

兵庫県公報

平成20年3月31日 月曜日 第14号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

規 則	ページ
産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則（環境整備課）.....	1
兵庫県漁業調整規則の一部を改正する規則（水産課）.....	1

公布された法令のあらまし

- 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第37号）
独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行により、独立行政法人緑資源機構が廃止されるとともに、当該法人の業務の一部を独立行政法人森林総合研究所が引き続き行うことに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県漁業調整規則の一部を改正する規則（規則第38号）
 - 1 漁業法及び水産資源保護法の一部改正により、知事は、漁業取締りその他漁業調整のため、特定の漁業の方法であって規則で定めるものにより営む漁業について知事の許可を受けなければならないこととすることができることとされ、その違反に対する罰則がこれらの法律に整備されたことに伴い、所要の整備を行うこととした。
 - 2 漁業に関する法令等に違反する事実があると認める場合における漁業の許可を受けた船舶に対して停泊等を命ずることができる旨の規定の実効性を確保するため、所要の整備を行うこととした。
 - 3 漁業の取締りに関して、国際基準への対応を図るため、県の漁業監督吏員が使用する停船命令の信号について、所要の整備を行うこととした。
 - 4 市町の合併に伴う市町名の変更等に伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第37号

産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則(平成15年兵庫県規則第93号)の一部を次のように改正する。

別表第2の第1の部中7を削り、6を7とし、5の次に次のように加える。

6 独立行政法人森林総合研究所

別表第2の第2の部中8を削り、7を8とし、6の次に次のように加える。

7 独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)附則第6条第1項、第8条第1項又は第9条第1項に規定する業務として行う事業

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

兵庫県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第38号

兵庫県漁業調整規則の一部を改正する規則

兵庫県漁業調整規則（昭和41年兵庫県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「（日本海において総トン数5トン以上30トン未満の船舶を使用するものに限る。以下同じ。）」を「（第7条第17号に規定する小型いかつり漁業をいう。）」に改める。

第7条を次のように改める。

（漁業の許可）

第7条 次の各号に掲げる漁業の方法により漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号から第14号まで、第16号及び第17号に掲げる漁業の方法（第11号に掲げるものにあつては、船舶を使用するものに限る。）による漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、第11号及び第15号に掲げる漁業の方法（第11号に掲げるものにあつては、船舶を使用するものを除く。）による漁業にあつては当該漁業ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、第7号、第9号、第13号及び第15号に規定する漁業にあつては、漁業法第8条第1項の規定により当該漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。

- (1) 小型まき網（総トン数5トン未満の船舶を使用するものに限る。）（当該漁業の方法による漁業を「小型まき網漁業」という。以下同じ。）
- (2) はなつぎ網（当該漁業の方法による漁業を「はなつぎ網漁業」という。）
- (3) 機船船びき網（瀬戸内海（漁業法第110条第2項に規定する瀬戸内海をいう。以下同じ。）においては、総トン数5トン未満の動力漁船を使用するものに限る。）（当該漁業の方法による漁業を「機船船びき網漁業」という。以下同じ。）
- (4) 五智網（当該漁業の方法による漁業を「五智網漁業」という。）
- (5) 敷網（いかなご込瀬網、張網及び八田網を含み、次号に掲げる漁業の方法を除く。）（当該漁業の方法による漁業を「敷網漁業」という。以下同じ。）
- (6) 棒受網（当該漁業の方法による漁業を「棒受網漁業」という。以下同じ。）
- (7) 刺網（建干網を含む。）（当該漁業の方法による漁業を「刺網漁業」という。）
- (8) ひきなわ（瀬戸内海において動力漁船を使用するものに限る。）（当該漁業の方法による漁業を「ひきなわ漁業」という。）
- (9) たこつぼ（当該漁業の方法による漁業を「たこつぼ漁業」という。）
- (10) まきえつり（瀬戸内海においてするものに限る。）（当該漁業の方法による漁業を「まきえつり漁業」という。）
- (11) 潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む。）（当該漁業の方法による漁業を「潜水器漁業」という。）
- (12) 文鎮こぎ（当該漁業の方法による漁業を「文鎮こぎ漁業」という。以下同じ。）
- (13) せん（日本海において総トン数10トン以上の動力漁船を使用してずわいがにを採捕することを目的とするもの及び第9号に掲げるものを除く。）（当該漁業の方法による漁業を「せん漁業」という。）
- (14) しいらづけ（当該漁業の方法による漁業を「しいらづけ漁業」という。）
- (15) 小型定置網（当該漁業の方法による漁業を「小型定置網漁業」という。）
- (16) 地びき網（当該漁業の方法による漁業を「地びき網漁業」という。以下同じ。）
- (17) 小型いかつり（日本海において総トン数5トン以上30トン未満の船舶を使用するものに限る。）（当該漁業の方法による漁業を「小型いかつり漁業」という。以下同じ。）

第8条第1項中「第3号まで」を「第14号まで、第16号」に、「掲げる漁業（）」を「規定する漁業（第11号に規定するものにあつては、船舶を使用するものに限る。）に、「その他の漁業」を「第11号及び第15号に規定する漁業（第11号に規定するものにあつては、船舶を使用するものを除く。以下「その他の漁業」という。）」に改める。

第25条第1項中「第7条各号に掲げる」を「第7条各号に規定する」に改める。

第34条の3第1号ア中「津名郡北淡町」を「淡路市」に改め、同号ウ中「津名郡北淡町字浅野大谷433番地の3」を「淡路市斗ノ内字大谷430番4」に改め、同条第2号ア中「江井島港西防波堤灯台」を「江井ヶ島港西防波堤灯台中心点」に改め、同条第3号ア及びウ中「三原郡西淡町」を「南あわじ市」に改める。

第39条の表小型機船底びき網漁業のうち打瀬網漁業の項を削る。

第40条の表中型まき網漁業のうち縛網漁業及び荒目巾着網漁業の項中「津名郡江崎から門崎」を「淡路市江崎から南あわじ市門崎」に改め、同項ア中「津名郡北淡町江崎灯台」を「淡路市江崎灯台中心点」に改め、同項工中「津名郡草香」を「淡路市」に改め、同項オ中「草香」を削り、「三原郡ダマ山」を「南あわじ市ダマ山」に、「三原郡雁来崎」を「同市雁子岬突端」に改め、同項カ中「雁来崎」を「雁子岬突端」に、「津名郡」を「淡路市」に、「板野郡」を「鳴門市」に改め、同項キ及びク中「三原郡門崎」を「南あわじ市門崎突端」に改め、同表小型機船底びき網漁業の項(1)及び(2)ア中「揖保郡御津町」を「たつの市」に改め、同項(2)イ中「地先」を削り、同項(2)ウ中「福河」を「福浦」に改め、同項(2)エ及びオ中「和気郡日生町地先」を「備前市」に改め、同項(2)カ中「御津町」を「たつの市」に改め、同項(3)中「飾磨郡家島町」を「姫路市」に改め、同項(4)中「津名郡淡路町赤崎」を「北緯34度33分56秒東経135度1分5秒の点(淡路市赤崎)」に、「同郡東浦町津田の鼻」を「同市津田の鼻突端」に改め、同項(5)中「三原郡南淡町」を「南あわじ市」に改め、同項(6)ア中「由良町成山島」を「成ヶ島」に改め、同項(6)イ中「由良町生石鼻」を「生石鼻突端」に改め、同項(6)ウ中「泉南郡南海町菟砥川」を「阪南市男里川」に改め、同項(6)エ中「海草郡友ヶ島灯台」を「和歌山市友ヶ島灯台中心点」に改め、同項(6)オ中「海草郡荒崎」を「海南市荒崎突端」に改め、同項(6)カ中「由良町」を「洲本市」に改め、同項(7)ア中「三原郡西淡町丸山崎」を「南あわじ市丸山崎」に改め、同項(7)イ中「三原郡南淡町福良釣島鼻」を「南あわじ市釣島鼻突端」に改め、同項(7)ウ中「瀬戸町瀬の肩鼻」を「瀬方鼻突端」に改め、同項(7)エ中「撫養港口灯台」を「中瀬灯標中心点」に改める。

第41条の表小型機船底びき網漁業手繰第2種漁業のうちいかなごばつち網漁業の款(1)の項中「津名郡東浦町仮屋港南灯台」を「淡路市仮屋港南防波堤灯台中心点」に、「大津港灯台」を「泉大津沖埋立処分場2号灯中心点」に、「地先平磯灯台」を「平磯灯標中心点」に改め、同款(2)の項中「船上町」を削り、「津名郡北淡町江崎灯台」を「淡路市江崎灯台中心点」に、「大角鼻」を「小豆島町大角鼻突端」に、「津名郡一宮町江井港灯台」を「同市江井港西防波堤灯台中心点」に、「飾磨郡家島町上島灯台」を「姫路市上島灯台中心点」に、「姫路市」を「同市」に改め、同款(3)の項中「津名郡北淡町野島川」を「淡路市野島川」に、「飾磨郡家島町上島灯台」を「姫路市上島灯台中心点」に、「津名郡北淡町江崎灯台」を「淡路市江崎灯台中心点」に、「同郡一宮町」を「同市」に、「同町」を「同市」に、「と上島灯台」を「と上島灯台中心点」に、「北淡町から一宮町尾崎に至る」を「同市の」に改め、同款(4)の項中「津名郡淡路町赤崎」を「北緯34度33分56秒東経135度1分5秒の点(淡路市赤崎)」に、「同郡東浦町津田の鼻」を「同市津田の鼻突端」に改める。

第43条第1号イ中「津名郡東浦町仮屋港南灯台」を「淡路市仮屋港南防波堤灯台中心点」に、「大津港灯台」を「泉大津沖埋立処分場2号灯中心点」に改め、同号ウ中「地先平磯灯台」を「平磯灯標中心点」に、「津名郡東浦町仮屋港南灯台」を「淡路市仮屋港南防波堤灯台中心点」に、「大津港灯台」を「泉大津沖埋立処分場2号灯中心点」に改め、同号エ中「地先平磯灯台」を「平磯灯標中心点」に改め、同条第2号ア中「高砂港灯台」を「東播磨港高砂西防波堤灯台中心点」に改め、同号イを次のように改める。

イ 姫路市上島灯台中心点

第43条第2号ウ中「三原郡西淡町雁来崎」を「南あわじ市雁子岬突端」に、「津名郡一宮町草香」を「淡路市」に、「飾磨郡家島町」を「姫路市」に改め、同号エ中「津名郡一宮町草香」を「淡路市」に、「飾磨郡家島町」を「姫路市」に改め、同号オ中「三原郡西淡町丸山崎」を「南あわじ市丸山崎」に改め、同号カ及びキ中「三原郡南淡町」を「南あわじ市」に改め、同号ク中「加太」を削り、「三原郡南淡町」を「南あわじ市」に改め、同号ケ中「由良町今川口灯台」を「高崎灯台中心点」に、「加太沖の島灯台」を「友ヶ島灯台中心点」に、「今川口灯台から」を「高崎灯台中心点から」に改め、同号コ中「津名郡津名町志筑」を「淡路市」に、「鉄かい山」を「鉄拐山」に改め、「洲本港北防波堤灯台」の右に「中心点」を加え、同号サ中「鉄かい山」を「鉄拐山」に改め、「洲本港北防波堤灯台」の右に「中心点」を加え、「津名郡淡路町岩屋港灯台」を「淡路市岩屋港北防波堤西灯台中心点」に改め、同号シ及びス中「船上町地先」を削り、同号ソ中「金沢町」を削る。

第44条の表瀬戸内海機船船びき網漁業及び機船船びき網漁業の項中「里浦町大磯崎」を「大磯崎突端」に、「兵庫県三原郡南淡町」を「南あわじ市」に改める。

第47条第1項中「に係る船舶」を「を受けた者」に、「漁業に」を「漁業に」に、「当該船舶」を「当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶」に改める。

第48条第1項中「に係る船舶につき」を「を受けた者につき」に、「当該船舶」を「当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶」に改める。

第49条第1項中「船舶が」を「漁業者が」に、「に使用された」を「を営んだ」に、「漁業取締り」を「漁業取締り」に、「当該船舶により漁業を営む者又は当該船舶」を「当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶」に改める。

第51条第1項中「行なう」を「行う」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。

(1) 様式第11号による信号旗Lを掲げる。

(2) サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音1回、長音1回、短音2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行う。

(3) 投光器によりLの信号（短光1回、長光1回、短光2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行う。

第51条に次の1項を加える。

3 前項において、「短音」又は「短光」とは、約1秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「長音」又は「長光」とは、約3秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

第56条第1項第1号中「第7条、」を削る。

様式第11号中「様式第11号」を「様式第11号（第51条関係）」に改め、同様式備考2中「政府間海事協議機関」を「国際海事機関」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第34条の3、第39条から第41条まで、第43条、第44条及び様式第11号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の兵庫県漁業調整規則（以下「改正前の規則」という。）第7条の許可を受けている者は、改正後の兵庫県漁業調整規則（以下「改正後の規則」という。）第7条の許可を受けた者とみなす。この場合において、改正後の規則第7条の規定により漁業ごと及び船舶ごとに許可を要する漁業を営む者にあつては改正前の規則第10条の規定により交付された許可証（以下「旧許可証」という。）に記載された漁業及び船舶につき、改正後の規則第7条の規定により漁業ごとに許可を要する漁業を営む者にあつては旧許可証に記載された漁業（当該漁業が小型定置漁業である場合にあつては、小型定置網漁業）につきそれぞれ同条の許可を受けたものとみなす。

3 前項の規定により改正後の規則第7条の規定によりしたものとみなされる許可の有効期間は、改正後の規則第9条第1項本文の規定にかかわらず、従前の許可に係る有効期間の残存期間とする。

4 この規則の施行前に改正前の規則第8条第1項の規定により提出された許可の申請書は、改正後の規則第8条第1項の規定により提出された許可の申請書とみなす。

5 この規則の施行前に改正前の規則第47条第1項、第48条第1項又は第49条第1項の規定により知事がした命令は、それぞれ改正後の規則第47条第1項、第48条第1項又は第49条第1項の規定により知事がした命令とみなす。

6 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。